

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
65－1－1 規則第 65 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、 <u>地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u> をいうものとする。	65－1－1 規則第 65 条第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、 <u>地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u> をいうものとする。
65－6 規則第 65 条第 6 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、 <u>地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u> の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。	65－6 規則第 65 条第 6 項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、 <u>地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u> の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。
107 規則第 107 条に規定する第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「 <u>期中財務諸表に関する会計基準</u> 」にいう期中特有の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。	107 規則第 107 条に規定する第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「 <u>中間財務諸表に関する会計基準</u> 」にいう中間特有の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。